

法令名	計量法
根拠条項	計量法第15条第3項
処分の概要	勧告に係る措置命令
法令の定め	計量法 第15条第1項(勧告等)及び同条同項から導かれる次の条項 第12条第1項・第2項(特定商品の計量) 第13条第1項・第2項(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記) 政令第249号(平成5年7月9日) 「特定商品の販売に係る計量に係る政令」 第1条(特定商品)、第2条(特定物象量)、第3条(量目公差) 第4条(容器に指定物象量を表記すべき特定商品) 第5条(密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品) 通商産業省令第37号(平成5年7月9日) 「特定商品の販売に係る計量に関する省令」
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第35条
処分の概要	指定定期検査機関の計量士等の解任命令
法令の定め	計量法 第28条第1項第2号(指定基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第2条第2項(指定の基準)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第37条
処分の概要	指定定期検査機関への指定基準適合命令
法令の定め	計量法 第28条(指定基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第2条(指定の基準)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第38条
処分の概要	指定定期検査機関の指定の取消し等
法令の定め	<p>計量法</p> <p>第20条第1項(指定定期検査機関)</p> <p>第26条(指定)</p> <p>第27条(欠格条項)</p> <p>第28条(指定の基準)</p> <p>第29条(定期検査の方法)</p> <p>第30条(業務規程)</p> <p>第31条(帳簿の記載)</p> <p>第32条(業務の休廃止)</p> <p>第33条(事業計画等)</p> <p>第35条(解任命令)</p> <p>第36条(役員及び職員の地位)</p> <p>第37条(適合命令)</p> <p>通商産業省令第72号(平成5年10月28日)</p> <p>「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量検査機関の指定等に関する省令」</p> <p>第2条(指定の基準)</p> <p>第3条(業務規程)</p> <p>第4条(帳簿)</p>
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第48条
処分の概要	修理事業者への改善命令 (届出修理事業者の修理品の検査義務の履行)
法令の定め	計量法 第47条(検査義務) 計量法施行規則 第13条で準用される同規則第8条(検査義務)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787、1772)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第52条第4項
処分の概要	販売事業者への勧告に係る措置命令
法令の定め	計量法 第52条第1項・第2項(遵守事項) 計量法施行規則 第19条(遵守事項)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第64条
処分の概要	指定製造者への指定基準適合命令 (特殊容器指定製造者)
法令の定め	計量法 第60条第2項(指定の基準) 計量法施行規則 第30条(指定の基準)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第67条
処分の概要	指定製造者への指定の取消し (特殊容器指定製造者)
法令の定め	計量法 第17条第1項(特殊容器の使用) 第62条第1項(変更の届出等) 第63条第2項・第3項(表示) 第64条(適合命令) 計量法施行規則 第25条(型式) 第26条(容器の材質) 第27条(高さ) 第32条(表示) 第33条(容量公差)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1787)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第110条第2項
処分の概要	計量証明事業者への事業規程変更命令
法令の定め	計量法 第110条第1項(事業規程) 計量法施行規則 第43条(事業規程)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第111条
処分の概要	計量証明事業者への登録基準適合命令
法令の定め	計量法 第109条(登録の基準) 計量法施行規則 第41条(登録の基準)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第113条
処分の概要	計量証明事業者の登録の取消し等
法令の定め	計量法 第62条第1項(変更の届出等) 第92条第1項第1号・第3号(指定の基準) 第107条(事業の登録) 第110条第1項・第2項(業務規程) 第111条(適合命令) 第116条(計量証明検査) 計量法施行規則 第43条(事業規程)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第121条第2項
処分の概要	指定計量証明検査機関の計量士等の解任命令
法令の定め	計量法 第28条第1項第2号(指定の基準) 通商産業省令第72号(平成5年10月28日) 「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」 第17条第2項(指定の基準)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第121条第2項
処分の概要	指定計量証明検査機関の指定の取消し等
法令の定め	<p>計量法</p> <p>第117条第1項(指定計量証明検査機関)</p> <p>第121条第1項(指定)</p> <p>第27条(欠格条項)</p> <p>第28条(指定の基準)</p> <p>第29条(定期検査の方法)</p> <p>第30条(業務規程)</p> <p>第31条(帳簿の記載)</p> <p>第32条(業務の休廃止)</p> <p>第33条(事業計画等)</p> <p>第35条(解任命令)</p> <p>第36条(役員及び職員の地位)</p> <p>第37条(適合命令)</p> <p>第38条(指定の取消し等)</p> <p>通商産業省令第72号(平成5年10月28日)</p> <p>「指定定期検査機関、指定検定機関及び指定計量証明検査機関の指定等に関する省令」</p> <p>第17条(指定の基準)</p> <p>第18条で準用される第3条(業務規程)及び第4条(帳簿)</p>
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788)
問い合わせ先	同上
備考	<p>公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm</p> <p>法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。</p>

法令名	計量法
根拠条項	計量法第131条
処分の概要	適正計量管理事業所への指定基準適合命令
法令の定め	計量法 第128条(指定の基準) 計量法施行規則 第75条(指定の基準) 特定計量器検定検査規則 第44条(性能に係る技術上の基準) 第45条(使用公差) 第46条(性能に関する検査の方法) 第47条(器差検査の方法)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	第132条
処分の概要	適正計量管理事業所の指定の取消し
法令の定め	計量法 第62条第1項(変更の届出等) 第92条第1項第1号・第3号(指定の基準) 第127条第1項(指定) 第130条第2項(標識) 第131条(適合命令) 計量法施行規則 第75条(指定の基準)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 総務課 (電話番号: 011-572-1786)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第150条
処分の概要	特定物象量の表記の抹消
法令の定め	計量法 第148条第1項(立入検査) 通商産業省令第37号(平成5年7月9日) 「特定商品の販売に係る計量に関する省令」 第2条(特定物象量の表記の抹消に係る検査の方法)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第151条第1項
処分の概要	検定証印等の除去
法令の定め	計量法 第148条第1項(立入検査) 特定計量器検定検査規則 第64条(性能に係る技術上の基準) 第65条(使用公差) 第66条(性能に関する検査の方法) 第67条(器差検査の方法)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第153条第1項
処分の概要	装置検査証印の除去
法令の定め	計量法 第148条第1項(立入検査) 特定計量器検定検査規則 第69条(装置検査証印の除去)
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1772) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。

法令名	計量法
根拠条項	計量法第154条第1項
処分の概要	立入検査によらない検定証印等の除去
法令の定め	計量法 第148条第1項(立入検査) 計量法施行令 第40条
処分基準	
処分担当課	北海道計量検定所 業務課 (電話番号: 011-572-1788) 及び各支所(函館、旭川、釧路、北見)
問い合わせ先	同上
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/krk/shinsakijun.htm 法令の定めに尽くされているため審査基準は設定していない。